

国民健康保険被保険者証等について

被保険者証の内容確認等について

現在、使用されている被保険者証は「令和4年7月31日で有効期限が終了」します。

このため、新しい被保険者証を送付しますので、必ず住所、氏名、生年月日等を確認し、
(記載事項は令和4年6月13日現在の登録内容となっています) 大切に保管してください。

なお、期限の切れた被保険者証は、国保年金課窓口に戻却するか、裁断するなど個人情報に留意のうえご自分で破棄してください。

高齢受給者証の内容確認等について（70歳以上の方）

70歳以上の方には、「被保険者証」と「高齢受給者証」が1つになった「国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証」を送付します。この1枚で保険診療が受けられます。

なお、窓口での負担割合は「2割」または「3割」（現役並み所得者）です。前年の所得等に基づいて判定した負担割合が記載されています。判定方法は、同封の冊子でご確認ください。

被保険者証の有効期間について

新しい被保険者証の有効期間は、「令和4年8月1日から令和5年7月31日まで」です。ただし、下表に該当する方は有効期限が異なります。

対象年齢等	有効期限	備 考
令和4年8月1日から 令和5年7月31日までに 70歳になる方	70歳の誕生日の 属する月の末日 (1日が誕生日の 方はその前日)	70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月）から「高齢受給者証」の対象となります。 「被保険者証」と「高齢受給者証」が1つになった「国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証」は、有効期限前に郵送します。
令和4年8月1日から 令和5年7月31日までに 75歳になる方	75歳の誕生日前日	75歳の誕生日から後期高齢者医療制度が適用されます。 後期高齢者医療被保険者証は、誕生日前に郵送します。
令和4年8月1日から 令和5年7月31日までに 在留期間が満了となる方	在留期間満了日	在留期間を更新される場合は、地方入国管理官署で許可手続きを行ってください。 在留期間が更新され、在留期間の更新通知が届いた後、新しい有効期限の被保険者証(※)を郵送します。 ※ 在留期間が「特定活動」の方には手続き案内を郵送

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の希望シールについて

ジェネリック医薬品に関する希望シールを同封しました。ジェネリック医薬品を希望される場合は、保険証やお薬手帳の余白部分にシールを貼ってお使いください。

問い合わせ

八潮市 国保年金課 資格管理係

電話 048(996)2111 内線214・824

柔道整復の施術を受けられる皆様へ

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術では、国民健康保険が「利用できるもの」と「利用できないもの」があります。施術を受ける場合には、正しくご理解いただいた上で施術を受けてください。

国民健康保険が利用できるもの（例）

- ・外傷性のねんざ、打撲、肉離れ（例：スキーでのねんざ、転倒による打撲など）
- ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼
- ・応急措置で行う骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には、医師の同意が必要）

国民健康保険が利用できないもの（例）

（以下は、全額自己負担となります）

- ・日常生活における疲労や肩こり、腰痛など
- ・スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・労災保険が適用となる工作中又は通勤途上での負傷
- ・病気（椎間板ヘルニア、脳疾患後遺症、神経痛、五十肩、リウマチなど）による凝りや痛み
- ・外科や整形外科で保険治療を受け、同時期に同じ治療箇所における施術
- ・長期にわたる施術で、症状の改善がみられないもの
- ・過去の事故などによる後遺症

施術を受ける場合の注意事項

1 負傷原因を正確に伝えましょう

「いつ」「どこで」「何をして」「どんな症状か」等、負傷原因を正確に伝えるようにしてください。

2 「受領委任」の場合には、内容をよく確認して署名・捺印しましょう

柔道整復では、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者（国民健康保険）に請求する「受領委任」という方法が認められています。

受領委任の場合、整骨院・接骨院の窓口では、病院にかかったときと同じように自己負担金のみを支払いで施術が受けられますが、「柔道整復施術療養費支給申請書」の受取代理人欄（住所・氏名・委任年月日）に、原則患者の自筆による記入が必要となります。

この際、「白紙の用紙に署名」したり、「書類を見ずに印鑑を渡す」ことがないよう、負傷原因・負傷名・日数などの申請書の内容をよく確認して、署名又は捺印をしてください。

3 領収書は必ず受け取りましょう

平成22年9月の施術分より、窓口払いの領収証が無料で発行されることになりました。

医療費控除を受ける際に必要となりますので、金額等を確認したら大切に保管してください。

4 施術が長期にわたるときは、医師の診察を受けましょう

施術が長期にわたるときは、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

問い合わせ

八潮市 国保年金課 保険給付係

電話 048(996)2111 内線327・214